

整理番号：9-1

提言題名：コロナ禍の国民健康保険税減免申請について

**【提言の要旨】**

私はフリーランスです。昨年（令和2年）新型コロナウイルス感染症拡大による影響で売り上げが30%減少、報酬も30%減額されることになりました。私の契約期間は、1月から12月の暦年契約ではなく、年をまたぐ年度契約です。すなわち、令和3年の1月から3月の収入には減額がありません。ただし、本年4月から12月に加え、来年の1月から3月の収入についても、確実に30%減額されます。ところが、国保年金課に問い合わせたところ、「減免の対象はあくまでも『暦年契約』であり、契約期間が年をまたぐ『年度契約』の場合は不可」との返答がありました。

これでは、今後、世の中が今と同じような状況になっても、私は、永久にその救済措置を受けられないということになります。

また、減免の申請要件がなぜ所得ではなく収入なのか、厚生労働省に確認したところ、通達にはそのように記載してあるが、厚生労働省としては必ずそうしなさいとはひととも言っていない。ただし、その判断は自治体による」というものでした。収入減期間がずれているだけで、一年間必死に働き、税金を納め、保険料を支払っているという意味では条件を満たす人たちと同じだと思う。マイノリティを見捨てない。そんな温かい市政であることを望みます。懸命に生きている一市民の訴えとして、ご検討いただけましたら幸いです。

（令和3年11月受付）

**【回答の要旨】**

これまでに、お電話やWEBサイトからお問い合わせいただいた際にお答えしているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免については、取手市国民健康保険税条例において以下の特例が定められております。

以下、取手市国民健康保険税条例より抜粋\*\*\*\*\*

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に係る国民健康保険税の減免の特例）

15 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下この項において同じ。）が定められている国民健康保険税（被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、次の

各号のいずれかに該当する者は、第 25 条第 1 項に規定する国民健康保険税の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の 10 分の 3 以上であること。

イ 前年の法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 27 条の 2 第 1 項に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(法第 314 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用がある場合にあっては、その適用前の金額)の合計額が 1,000 万円以下であること。

ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が 400 万円以下であること。

16 前項第 2 号の規定にかかわらず、第 21 条の 2 の規定の適用を受ける場合にあっては、同号の規定は適用しない。ただし、市長が特に適当であると認めるときは、この限りでない。

17 付則第 15 項の場合における第 25 条第 2 項の規定の適用については、同項ただし書中「前項第 3 号及び第 4 号に掲げる者に係る減免の申請は、国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出をもって減免の申請がされたものとみなす」とあるのは、「市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

\*\*\*\*\*

上記に基づき、減免の可否を判定することとなっております。

前年の収入額(確定金額)と本年の収入額(見込金額)を比較することから、中村様と出版社様の契約が年度契約であっても、年末までの収入について、新型コロナウイルス感染症の影響により減収が見込まれ、前年と本年を比較し 30%以上の減収であれば減免該当となります。

なお、この件について、県に確認をしたところ「条例に基づき、前年と本年の事業収入等を比較して判断いただくものとする」と回答がありましたことを申し添えます。

また、減免の申請要件が所得ではなく収入である件については、厚生労働省からの令和 3 年 3 月 12 日付け事務連絡において、減免基準の中で「新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入

等」という。)の減少が見込まれ」と示されているものによります。

収入額の見込を立てていただき、該当するかどうかご判断いただきますようお願いいたします。

(国保年金課 令和3年11月回答)